

# 情報公開規程

制定 平成 24 年 7 月 28 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人として、会の行う諸活動について説明する責務が全うされるようにすること、及び会の運営の透明性の向上を図るために、会の保有する公文書の開示を請求する権利を明かにし、情報公開に必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この規程において「公文書」とは、会の職員及び理事が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムまたは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。(以下文書等という。))であって、職員及び理事が組織的に用いるものとして、会が保有しているものをいう。

2 この規程において「開示」とは、会が次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により文書等を提供し、または提示することをいう。

- ① 文書、図画及び写真 閲覧または写しの交付
- ② フィルム及び電磁的記録

## (開示請求権)

第 3 条 何人も、この規程の定めるところにより、会に対し、公文書の開示を請求することができる。

## (開示の請求手続き)

第 4 条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会に提出しなければならない。

- ① 氏名または名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- ② 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- ③ 前②号に掲げるもののほか、会の定める事項

## (開示の請求に対する決定)

第 5 条 会は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して十日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 会はやむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、会は当該延長の理由及び期間を開示請求した者(以下「請求者」という。)に速やかに通知しなければならない。

3 会は、第 1 項の決定をしたときは、当該決定の内容を請求者に速やかに通知しなけれ

ばならない。

- 4 前項の場合において、公文書の開示をしないことの決定（開示請求を拒否することの決定を含む。以下同じ。）または第8条の規定による公文書の開示（以下「公文書の部分開示」という。）をすることの決定した旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあつては当該期日を記載した書面によらなければならない。

#### （開示の実施）

第6条 会は第5条の決定をした場合において、当該決定が開示決定である時は速やかに当該開示をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会は公文書を閲覧に供することにより、当該公文書が汚損され、または破損されるおそれがあるとき、公文書の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、またはその写しを交付することができる。
- 3 前項の規定により公文書を複写したものを閲覧に供し、またはその写しを交付することは、公文書の開示とみなす。

#### （開示をしないことができる公文書）

第7条 会は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、該当公文書の開示をしないことができる。

- ① 法令等の規定により公開することができないこととされている情報または法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報
- ② 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るもの（次に掲げる情報を除く。）
- イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報
- ロ 公表することを目的として会が保有している情報
- ハ 法令等の規定による許可、認可、届出等に際して会の理事及び職員が作成し、または取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの
- ニ 公益法人の役員（理事）及び職員の職または氏名であつて、職務の遂行に係る情報に含まれるもの
- ③ 法人（会）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、法人（会）または当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの（次に掲げる情報を除く）
- イ 法人（会）または個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命・身体または健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- ロ 法人（会）または個人の違反または不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- ハ イまたはロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要であ

るとみとめられるもの

- ④ 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると会が認めることにつき相当の理由がある情報
- ⑤ 本会以外のものとの間における協議、依頼等により会の職員が作成し、または取得した情報であって、公開することにより、会と関係当事者との協力関係または信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

(部分開示)

第8条 会は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区別することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第7条の各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、会は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(目録の作成)

第10条 会は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(費用の負担)

第11条 第6条第1項の規定による公文書の写しの交付または同条第2項の規定による公文書を複写したものの写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(異議申立て)

第12条 会がする第5条第1項の決定または会に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、会に対して異議申立てをすることができる。

(適用上の注意)

第13条 この規程の適用に当たっては、そのものに関する情報が公文書に記録されている個人及びその他の団体の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 この規程により公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を不当な目的に使用してはならない。

(開示の状況の公表)

第14条 会長は、少なくとも毎年1回、この規程による公文書の開示の状況を公表しなければならない。

(情報の公開及び提供)

第15条 会はその保有する情報を求めに応じて公開するよう努めるとともに、県民が必要とする情報を積極的に提供するものとする。

2 会は、その業務及び財務の状況に関する書類を事務所に備えておき、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

(施行期日)

この規程は、平成24年7月28日から施行する。